



狂犬病予防注射と犬の登録のお知らせ



平成 29 年度の狂犬病予防注射および犬の登録を実施します。
 ※生後 91 日以上の子犬の所有者は、生涯 1 回の登録を行うことと、毎年 1 回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

対象

生後 91 日以上の子犬

申込み 不要

手数料

1 頭 3,300 円

内訳 注射手数料 2,750 円
 注射済票交付手数料 550 円

※ 新規登録の場合は、別途 3,000 円（新規登録手数料）が必要です。

注意事項

- つり銭のないように準備をお願いします。
- 会場内では、綱を短めに持つなどして犬が暴れないようにしてください。
- かかりつけの獣医師の予防注射を受けた場合、獣医師が発行する「狂犬病予防注射済証」と手数料（550 円）を持参のうえ、町民生活課生活環境グループ窓口で「注射済票」の交付申請をしてください。

狂犬病予防注射の実施日程表

実施日	会場	時間
4 月 11 日 (火)	中山公民館	午前 10 時 ~ 午前 11 時 30 分
	フラットピア川島	午後 1 時 ~ 午後 2 時
4 月 12 日 (水)	伊草公民館	午前 10 時 ~ 午前 11 時 30 分
	三保谷公民館	午後 1 時 ~ 午後 2 時
4 月 13 日 (木)	ハツ保公民館	午前 10 時 ~ 午前 11 時
	出丸公民館	午後 1 時 ~ 午後 2 時
4 月 14 日 (金)	小見野公民館	午前 10 時 ~ 午前 11 時
	町民会館	午後 1 時 ~ 午後 2 時



「鑑札」と「注射済票」を首輪などにつけましょう

町から交付された鑑札と注射済票は首輪などにつけましょう。犬が行方不明になったときに刻印された番号で所有者を探ることができます。また、鑑札と注射済票がない犬は捕獲の対象となります。さらに、20 万円以下の罰金に処せられる場合があります。



犬の登録事項を変更したときは届出が必要です

犬の所在地、犬の所有者の氏名・住所、犬の所有者などの登録事項を変更したときは、町民生活課生活環境グループへ届出をしてください。また、犬が死亡したときにも届出が必要です。

問合せ 町民生活課 生活環境グループ
 299-1734